

## 平成30年 第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日（火）  
午前10時00分から午前11時33分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（18人）  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 福原泰治 3番 小山正男 4番 長鉾忠明 5番 中山克己  
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴  
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝  
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員（1人）  
農業委員 2番 妹尾宗夫
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第19号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について  
日程第6 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第21号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
日程第8 議案第22号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について  
日程第9 議案第23号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について  
日程第10 報告第9号 農地の形状変更に係る届出について  
日程第11 報告第10号 電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について  
日程第12 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
日程第13 報告第12号 農地法第3条の規定による許可に係る取り止めについて  
その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。  
ただいまから平成30年4月総会を開催いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。  
いい季節になってまいりましたけど、このあたりでは桜が終わりましたけど、北部のほうはまだこれからというところもあろうかというふうに思います。寒の戻りということで雪が降ったと、北部のほうは大変だったというふうに思います。稲作のほうもかなりいろいろ準備が進んでいるんだろうというふうに思います。いよいよことしも始まるんだなという感じがしております。  
市役所のほうでも4月1日をもって異動ということで、農業委員会のほうも大きく変わったというところがございます。事務局長、それから事務局2人、合わせて3人の方がかわりました。その後、事務局長、5年ぶりに農林に、農業委員会のほうに戻ってきていただいたということで、非常に内心安心もしております。農政局のほうにも行かれておまして、去年から市役所のほうに帰ってこられたということで、非常に真庭の農業問題、農政等に非常に詳しいので、非常に楽しみにしております。農業振興課と農業委員会、非常に近いというか、一緒の課でありますから、ここはいかに力を合わせてやるかということが真庭の農政に係っているんだろうというふうに思います。しっかりと皆さん意見を出していただいて、地域の声を農政、真庭の農政にしっかりと生かしていただくような政策をとっていただければというふうに思います。協力して推進委員さん、農業委員さん、協力して1年間頑張りたいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。  
それでは、これより4月の総会を開会したいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
本日の欠席委員は1名で、2番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、4月総会は成立いたしております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、1番委員、3番委員を指名いたします。  
日程2、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
それでは、番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は13件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田4筆2, 423. 53㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

権利移転にするこの事案につきまして、推進委員さんが調査に行ってくださいました。

権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は土地所有者ではありませんが、耕作は所有者の夫が長年にわたり申請地で稲作や家庭菜園に取り組んでこられました。自身の労力不足により、みずから耕作することに負担を感じ、譲受人に利用権設定により賃借しておりました。今回利用権設定の契約満了に伴い、申請地の譲渡の話がまとまり、譲受人が申請地を贈与により取得するものです。

譲渡人の耕作状況等ですが、譲受人は主業農家として農業に従事しております。譲受人に話を聞いたところ、現在耕作している農地のほかに近隣の方々からの農地も依頼され、利用権設定による賃借の申請手続中であり、譲受人は地域の担い手として農業に意欲的に取り組んでおり、取得後も引き続き意欲的に農業に従事すると思われまふ。その他指摘事項はございません。よろ

しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆175㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

議案番号2ですけれども、4月3日、譲受人立ち会いのもとに担当推進委員が農業委員とともに現地調査を行いました。

まずは、事由の詳細です。譲受人、譲渡人の関係ですけれども、当該地は譲受人が譲渡人の父から借り受けて長年耕作してきておりました。譲渡人は、実家が譲受人と同じ集落内にありまして、このたび父親の死去に伴って当該地の相続を行いました。しかし、譲渡人は県外在住でありまして、自分では耕作することができないし、その意思もないので、長年耕作してきた譲受人に譲渡の申し出を行い、このたび売買の合意が得られたものであります。

耕作の状況でありますけれども、当該地は譲受人の住居と非常に隣接しておりまして、耕作しておられて、管理も行き届き、非常に良好な状態を維持しておりました。本人は営農組合にも加入しており、日ごろから農作業に従事しておりまして、ほかに所有する農地も含めて全ての農地を効率的に耕作しております。地域周辺の農業者との協力関係についても従来からやっておりましたけれども、今後も円滑に行っている状況にあります。不耕作目的でないのはもう明らかであります。その他指摘事項というのはありません。

以上のおり、問題はないと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3と番号4の案件については関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3、4について、去る1月総会において許可となった案件ですが、申請者が許可日までに亡くなったため取り下げを行い、相続人により再度申請が出されたものです。

番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆151㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。

また、番号4ででございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆123㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

まず、議案番号3番について、推進委員さんからの報告書をいただいておりますので、読み上げたいというふうに思います。

権利移転の事由の詳細でありますけれども、事務局のほうからも関連がありましたけれども、3番、4番合わせて、同じ事由でありますので合わせて報告させていただきます。譲受人と譲渡人は同じ地区の方でありまして、3年前の国土調査で双方の土地所有権が入れかわっている、違うことが判明がされました。双方協議の上、所有権を移転するものであります。

まず、番号3番の耕作状況であります。譲受人は現在夫婦で農業に従事しておられます。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地については全て耕作を行っており、また耕作機器、トラクター、田植え機等を所有されておられて、今後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。

番号4番ですけれども、譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在同じく夫婦で農業に従事されておられます。現在所有している農地については全て耕作を行っており、また耕作農機、トラクター、田植え機等を所有されておられて、今後も必要な農作業に従事すると認めますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号5でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆322㎡、畑1筆172㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 はい、11番です。

議案番号5について、推進委員さんのほうからの報告書をいただいております。去る30日に、譲受人立会のもとに現地調査を行っておられます。

事由の詳細であります。譲渡人は現在岡山市のほうで家を建てておられまして、地元に戻ることはなく、5年前から譲受人が農地を借り受け耕作をされてる状況であります。譲渡人の母の死亡を機に、譲受人と売買の話がまとまりまして、譲受人が申請地を取得するものであります。

耕作状況であります。夫婦と子供と3人暮らしで兼業農家として行っておられます。農機具一式を所有しておられまして、所有してる農地のほかに作業受託もされておりますし、申請地の取得後も必要な農作業に従事されると認められます。その他指摘事項はありません。審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆778㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 はい、15番です。

議案番号6番につきまして、3月30日に譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

利用権設定する事由の詳細ですけれども、譲渡人は市外に住居を構えておられまして、今後当地に戻る予定がなく、長年譲受人が賃借により耕作していた申請地を、このたび売買の話がまとまり申請を行うものでございます。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は譲受人と妻で農業に従事しております。現在所有している農地は一部作業を委託しておりますけれども、全て耕作を行っており、農機具等も全て所有しております。また、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。

以上のとおり、耕作状況及び事業日数等についても問題ないと思っておりますので、審議方よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号7でございますが、落合の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田2

筆2, 067㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 議案番号7番ですけども、これも去る3月30日に譲受人、また譲渡人の親族の立ち会いのもと、現地確認を行いました。

権利移転設定する事由の詳細ですけども、譲渡人と譲渡人は親戚関係になり、申請地は長年譲受人が利用権設定により賃借をしておりましたが、譲渡人が高齢と親族の方で耕作する方がいないということで、このたび贈与による権利移転の話がまとまり申請を行うものであります。

譲受人の耕作状況ですけども、譲受人は現在市外に住んでいますけども、農繁期には譲受人と譲受人の実家に住んでおられます息子さん夫婦の3人で農業に従事しております。現在所有している農地は全て耕作を行っており、農機具等ももみすり機まで全て所有して意欲的に、水稻が主ですけども、農作業に従事しております。申請地取得後も必要な農作業、それから従事すると認めますし、その他指摘事項もございません。

以上のとおり、耕作状況及び事業日数等問題ないと思っておりますので、審議方よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号8でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田5筆8, 202㎡、畑2筆425㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号8について、3月31日に推進委員さんと申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

権利移転設定する事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は市内の会社に勤務しながら四十数年間父の農業を手伝ってきておりました。譲受人は数年前にこの会社を定年退職して、それ以降は専業で農業



経営に励んでおりました。譲渡人の父も高齢となり、体力的にも農作業が厳しくなってきたため、ここで権利を譲受人に渡すことにしたものです。

続きまして、譲受人及び世帯員の耕作状況についてですが、譲受人は夫婦及び両親とで稲作、野菜の栽培をしております。米はJAまにわへ、そして野菜はきらめきの里へ出荷しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、管理機及び動力運搬車等所有をしております。一部の農作業は委託しておりますが、申請地の取得後も今まで同様に農業経営に励んでいくものと認められます。その他指摘等事項は特にありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号9でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆956㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号9について、3月31日に譲受人と話をし、4月3日に譲渡人と立ち会いのもと、現地確認を行いました。

権利移転設定する事由の詳細についてですが、譲受人は高齢による労力不足のため、申請地で長年稲作を行ってこられませんでした。みずから耕作することが困難なため、譲受人を探していたところ、譲受人と売買の話がまとまり、申請地を取得するものです。

続きまして、譲受人及び世帯員の耕作状況についてですが、譲受人は兼業農家であり、夫婦で農作業をされています。農機具はトラクター、管理機、田植え機、バインダー、ハーベスターを所有をしております。申請地の取得後も農作業に励んでいくものと認められます。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号10でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田7筆9,066㎡、畑5筆1,133㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願い

いたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

譲渡人、譲受人とともに、3月31日に所在について説明を聞きました。権利移転をする事由でございますけれども、譲渡人が高齢になったため、体力的に不安が生じるということで、同居する長男に権利移転を行うものでございます。

譲受人は、会社勤めを行いながら今までも譲渡人と一緒になって農業を行っており、農機具も全て保有しておりますので、今後も水稻、小豆を中心に耕作、栽培を行っていくということでございます。また、譲渡人もできる範囲で農作業を手伝っていくということでございますので、問題はないと考えられます。このようなことから、権利移転はやむを得ないと考えられます。審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号11でございますが、中和の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく中和の譲受人に、申請農地、田1筆761㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号11について調査した結果をご報告いたします。

去る4月2日に譲受人、譲渡人立ち会いのもと、地区担当推進委員と現地にて調査を行いました。

権利移転設定する事由の詳細ですが、譲渡人は高齢により、申請地には農作物等は作付しておらず、草刈り、耕耘等の自己保全管理をしており、売却を考えていたところ、譲受人の申請地の西側に、ことし4月に自宅、陶芸工房等の建築予定で申請地を購入したいとの希望があり、このたび話がまとまり申請されたものです。

譲受人の世帯、耕作状況についてですが、譲受人は昨年春に中和湯の谷地区にある旧職員住宅に妻と2人で入居し、農業を手伝いながら陶芸家としても活動をしておられます。ことしは農地利用権設定を結び、約4,900㎡と本申請地761㎡を耕作予定で、主に大豆、小麦を作付予定との説明でござ

いました。農機具等については現在所有しておりませんが、少しずつ購入予定で、当面は昨年手伝いをした農家の農機具等を借りる予定との説明でございました。今後も農業に従事すると思われます。その他指摘事項はございません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございまして。

続きまして、番号12について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号12でございまして、市内の譲渡人が、相手方の要望によりまして、八束の譲受人に、申請農地、田1筆727㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございまして。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 はい、議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 はい、4番です。

この案件につきましては、4月4日に譲受人立ち会いのもと、担当推進委員さんが現地調査を行っておりますので、ご報告させていただきます。

譲受人と譲渡人の関係ですが、譲渡人は以前譲受人の近隣に住んでおり、知人関係でありました。譲渡人は、現在兵庫県に住んでいるということから、申請地の管理ができず、処分を検討しておりましたところ、このたび譲受人と売買の話がまとまったということでございます。

譲受人の耕作状況ですが、兼業農家であり、譲受人及びその両親を主に農業を行っております。譲受人に話を聞きましたところ、現在所有している農地については全て耕作を行っており、また申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項は特にありませんので、審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございまして。

続きまして、番号13について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号13でございまして、川上の譲渡人が、参加法人への出資等によりまして、同じく川上の農地所有適格法人である譲受人に、申請農地、田6筆6,642㎡、畑6筆11,691㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございまして。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、担当委員の調査を報告させていただきます。

3月27日に譲受人、譲渡人双方立ち会いのもと、現地調査をされております。

所有権移転の詳細ですが、譲受人が牛舎を建設する折、国庫から借入金があり、その際譲渡人の申請地が担保となりました。今回担保から外れるに当たり、当該農地の牧場への所有権移転がその条件となったために所有権移転を行うものであります。

続きまして、譲受人の耕作状況ですが、牧場は家族4人で運営されており、乳牛130頭、牧草地30ヘクタールと比較的大規模であります。申請地も現時点で牧草地として利用されており、所有権移転後も現状と同じと認められます。

上記のとおり、耕作状況については問題ないと思われまますので、よろしくお願いたします。その他指摘事項は特にありません。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日、審議していただく案件は4件でございます。

4ページをお開きください。

番号1でございます。番号1は追認案件でございます。



添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 はい、議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 はい、4番です。

番号2につきましては、4月4日に申請人立ち会いのもと、担当委員が現地確認をしておりますので、ご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細ですが、申請地はもともと周りの土地より低いところにありました。また、旭川沿いの国道313号線の工事の影響で申請地の北側が高くなるということから、申請地をかさ上げして畑として利用するということでもあります。申請地の位置ですが、石油店の西側約50mに位置します。周囲の状況は、東西が田、南が農道、北が田。周辺農地への影響、その他指摘事項等も特にございませんので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3と番号4の案件については関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号3、番号4でございます。

番号3、番号4は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請人（八束）は、営農型太陽光発電設備を設置するため、申請地、田2筆4,053㎡のうち、24.96㎡を一時転用するものでございます。なお、下部の農地に百目柿を植栽するものです。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、仮設耕作物の設置その他一時的な利用であって、農業振興地整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものに該当していると考えます。転用に伴う費用は、建物施設■■■■万円。

費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、営農型発電設備の設計図、下部の農地における営農計画書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員

はい、4番です。

番号3と4につきましては、申請人が同一でありますし、農地も近いことから一括しご説明させていただきます。

本案件につきましては、4月2日、申請人立ち会いのもと、担当推進委員が現地調査をしておりますので、ご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細でございますが、転用面積は太陽光パネルの基礎部分の面積でありまして、営農型太陽光発電設備を設置するために申請が上がっております。作物は、柿の作付を予定しているということでございました。申請地の位置ですが、XXXXXXXXXXより南西約400mの場所に位置しております。周囲の状況ですが、3につきましては東が田、西が牧草地、南が畑、北が市道、4につきましては東が市道、西が農道、南が市道、北が自宅というふうになっております。周辺農地への影響でございますが、隣地所有者の同意も得ているということでございまして、影響はないと考えられます。その他指摘事項も特にございませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について説明をお願いいたします。

主幹

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主幹

議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は6件でございます。

6ページをお開きください。

番号1でございます。

譲受人（北房）は、申請地、畑2筆301㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、近隣から駐車場として貸与してほしい旨の要望があり、略式の露天駐車場とするため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■万円。費用の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1番につきまして、4月5日に譲受人にお話を聞きながら現地確認をいたしました。

譲受人は、2年前に譲渡人から隣接する家屋を購入しております。その際にこの農地も購入しておりましたが、駐車場がないため、このたび転用、整地して駐車場として利用するものです。申請地の位置ですが、譲受人の自宅南側に隣接して、2枚の畑があります。周囲の状況ですが、1枚の畑が東側はお堂、西が道路、南道路、北自宅となります。もう一枚のほうは、東道路、西川、南がお堂で、北が住宅となっております。隣接する農地はなく、周囲のうちへの影響は全くありません。その他指摘事項もございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

譲受人（落合）法人は、自社が行う工事により出る廃材の露天資材置場として使用するため、田1筆351㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、転用申請するものでございます。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の転用許可基準の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。転用に伴う費用は、土地購入■万円、土地造成■万円。資金の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響



を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2につきまして、去る3月31日に譲受人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

転用しようとする事由につきましては、譲受人は、事業拡張に伴う事務所周辺での露天の資材置場兼駐車場用地を探していたところ、現在の駐車場隣接地の所有者である譲渡人との売買の話がまとまり、資材置場兼駐車場として活用するものでございます。申請地の位置ですが、[REDACTED]から南西方向に約800m、[REDACTED]に位置したところでございます。周囲の状況につきましては、東側が現在の駐車場、西側が田、南側が田、北側が国道313号となっております。周辺農地への影響につきましては、隣接農地については既に転用についての承認を得ており、また今回の転用内容での農地等への影響はないと思われまます。その他指摘事項は特にありません。

以上のおり、本案件につきましては問題はないと思われまますので、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 7ページをごらんください。

番号3でございまます。

譲受人（久世）は、親元に帰り、分家として新たに住宅の建築をし、その敷地として使用するため、申請地、田1筆400㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅を建築するため転用するものでございまます。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の転用許可基準の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。転用に伴う費用は、土地造成[REDACTED]万円、建物施設[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。建ぺい率は29%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 はい、15番です。

議案番号3番につきまして、4月1日に譲渡人の立ち会いのもと、現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は親子の関係で、譲受人は現在市内のアパートに住んでいますけれども、このたび譲受人の結婚を機に実家に帰ることになったのですけれども、実家の建物が老朽化が進み、親子で話し合った結果、新たに自己住宅を建築することになり、申請を行うものでございます。申請地の位置ですけれども、申請地は譲渡人の自宅から30mほど離れた場所にあり、XXXXXXXXXXから北に1キロほど入ったXXXXXXXXXXの中央付近に位置しております。周辺の状況ですけれども、東側は水路を挟んで市道、西側が畑、南側が田、北側が市道となっております。周辺地域への影響ですけれども、申請地に隣接した農地がありますけれども、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。また、地域の水利組合には、住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はございません。

以上のおり、本案件につきましては転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、審議方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。事務局。

主幹 番号4でございます。

譲受人（落合）は、自宅に隣接する申請地、田1筆102㎡を、譲渡人（久世）から贈与を受け、駐車場とするため転用申請するものでございます。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の転用許可基準の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。転用に伴う費用は、現状のまま使用するためかかりません。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号4番について、3月31日に推進委員さんと一緒に現地調査してきました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は兄弟です。譲受人は三十数年前より父より譲り受けた現住所に家を建てて生活をしております。市外に出ている子供が自動車で帰省したり、将来的には同居も考えて駐車スペースを広げることを考えておりました。家を建てるときに、同時期に父より譲り受けた家の前の田を転用して駐車場にしようと思ったところ、兄である譲渡人の名義になっていました。このことを譲渡人に相談したところ、快く承諾していただき、譲受人が申請地を取得するものです。申請地の位置ですが、申請地は[ ]の西約200mの位置にあります。周辺の状況、周辺農地への影響ですが、西が水路です。北側が申請人の住宅です。東側と南側が譲渡人の田で、同意を得ております。本申請は一般的な個人の露天駐車場であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。その他指摘等は特にありません。審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 8ページをお開きください。

番号5は、追認案件でございます。

譲受人、使用借人(久世)は、現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、使用貸人(久世)の申請地、畑1筆33㎡を借り受け、居宅に転用するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま車庫兼物置を建築してあります。今後このようなことがないよう反省し、顛末書が添付してあります。申請地は、2種農地と判断されます。この転用に伴う費用は、建物施設[ ]万円。資金の内訳として、[ ]万円、[ ]万円。建ぺい率は38%。添付書類として、土地利用計画図、立面図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 はい、1番でございます。

番号5番について報告いたします。

去る3月30日に使用貸人と面談し、現地調査を行いました。

12月に火災が発生しまして、建物を建てかえることを準備していたところ、宅地の一部33㎡が畑のままで残っていることが判明したために、今回申請するものでございます。平成2年に建築したときは、宅地造成、建築全てを業者に任せていたために、手続はできているものと思っていたところ、今回このようなことになっておるということで、深く反省し、顛末書も提出されているとのことでございます。位置でございますが、  
より西へ約250mのところでございます。周囲の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が市道、北が畑でございます。周辺農地への影響でございますが、平成2年より住宅が建っていましたし、周りの畑も申請人の所有であり、建物も通常の住宅であり、周辺農地への影響はないものと思われま  
す。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号6でございます。

譲受人、使用借人（市外）は、現在借家に住んでおりますが、子供の成長とともに手狭になったため、使用貸人（久世）の申請地、畑1筆110㎡を借り受け、居宅に転用するものです。申請地は、2種農地と判断されます。この転用に伴う費用は、土地造成 万円、建物施設 万円。資金の内訳として、 万円、 万円。建ぺい率は43.5%。添付書類として、土地利用計画図、立面図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員

議長。

議長

はい、5番委員。

5番委員

5番でございます。

番号6番について説明させていただきます。

使用貸人と4月1日に現地を確認し、詳細について説明を聞きました。

使用借人と使用貸人との間は、娘婿と父親ということでございます。現在使用借人はアパートで別居しておりますが、将来のことを考えて現在の自宅を取り壊して、新たに2世帯住宅を建設することとなったということでございます。このために宅地が少し拡大する必要があるため、隣にある畑を転用して宅地を確保することとなり、今回の転用申請ということになりました。申請地の位置ですが、 から北東へ約800m、 から北西へ500mのところに位置しております。東側は自宅と畑、

西側は自宅、南側は隣の宅地、北側は畑であります。周辺農地の影響ですが、周辺の畑については全て申請人の所有のものであり、問題はないものと考えられます。また、近隣の承諾も得ているということでございますので、転用はやむを得ないものと考えられます。審議方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第19号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。事務局。

主幹

議案第19号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について。

審議していただく案件は1件でございます。

9ページをごらんください。

番号1でございます。

申請人（川上）が、平成29年8月10日付、真農委指令第408号で、農地法第4条第1項の規定による許可をした案件でございます。変更理由でございますが、農業用露天資材置場として利用する予定でしたが、冬場のことを考え、当初の目的と違う農業用資材倉庫を建築しました。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま農業用資材倉庫の建築をしており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。また、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たし

ており、変更はやむを得ないものと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行つた結果について、18番委員さんから説明をお願ひいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、事務局のほうでも説明がありましたように、露天資材置場ということで申請を出しておりましたけれども、冬場の格納のために車庫を建てておりますので、改めて変更申請をするものであります。申請地の位置等は、XXXXXXXXXXより西へ約200mのところ、周囲は東が畑、西が畑、南側が道路、北が道路であります。周辺農地の影響は、農業用倉庫でありますので影響なしと思われます。その他の指摘事項はございませぬ。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませぬか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よつて、議案第19号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第20号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

主事補 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主事補 議案第20号について朗読いたしますので、10ページをお開きください。

議案第20号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

続いて、11ページをお開きください。ここからは議案を縦にしてごらんください。

農用地利用集積計画の表紙になっております。案といたしまして、平成30年4月10日付で公告の予定でございます。

12ページをごらんください。

本日上程されました農用地利用集積計画の1、利用権設定につきまして、地目別設定面積は、田245,282㎡、畑8,454㎡、合計253,736㎡でございます。

作物別設定面積は、水稻126,164㎡、麦1,262㎡、大豆46,879㎡、飼料作物58,338㎡、野菜15,445㎡、その他としまして果樹、地力作物5,648㎡です。各筆の明細につきましては、13ページから18ページにまで177筆ございます。

19ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。地目別設定面積は、田28,039㎡でございます。詳細につきましては、20ページに22筆ございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号、農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり

り可決されました。

続きまして、日程7、議案第21号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補  
議 長  
主事補

はい、議長。

はい、事務局。

議案第21号について朗読いたしますので、21ページをお開きください。議案第21号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進にかかる法律に基づき、市が農用地利用配分計画を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

配分計画案については、議案書の22ページに記載のとおり22筆28,039㎡で、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

はい、ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号、農用地利用配分計画案に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第22号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。



議長  
主幹

はい、事務局。

それでは、23ページの議案第22号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてご説明します。

この決定につきましては、農林水産省経営局長通知に基づきまして、全ての農業委員会において取り組み、みずから活動の点検、評価を行うものでございます。

24ページをごらんください。

24ページの左側は、平成29年3月31日現在の農業委員会の状況となっております。

右側のページをごらんください。

時計文字2番、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。管内の農地面積6,540ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積1,814ヘクタール、集積率は27.7%となっております。

2番目の平成29年度の目標及び実績でございます。

①の集積目標1,814ヘクタールに対し、集積実績1,725ヘクタールということで、達成状況は95%となっております。

3番目、目標の達成に向けた活動でございます。活動実績といたしましては、通年、随時相談業務等における農業者に対する利用権設定制度や農地中間管理事業の周知、利用集積に向けた掘り起こしの活動を実施しました。

4番の目標及び活動に対する評価でございます。下の枠、活動に対する評価といたしまして、引き続き農地中間管理事業の周知を行い、農地中間管理事業を中心に担い手への新規集積を推進していくことといたします。

25ページをごらんください。

時計文字3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

平成26年度以降の新規参入者は、26年度が7経営体、27年度が7経営体、28年度が11経営体となっております。

2番目、29年度の目標及び実績でございます。29年度の参入目標11経営体に対しまして、参入実績は12経営体ということで、達成状況は109%となっております。

続きまして、25ページ、右の時計文字4番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

現状、管内の農地面積6,540ヘクタールに対しまして、遊休農地面積が56ヘクタールとなっております。割合は0.8%でございます。

3番目、2の目標の達成に向けた活動としまして、昨年11月から12月にかけて、対象となる全ての農地の利用意向調査を行っています。

4番、目標及び活動に対する評価でございますが、活動に対する評価といた

しまして、昨年度もご意見をいただき調査方法等の改善を行っておりますが、より効率的かつ正確に利用状況調査を行えるよう改善の必要があると考えております。

続きまして、26ページをごらんください。

時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

1番目、現状及び課題でございますが、違反転用は見られませんでした。今後も遊休農地の増加が懸念される中、農地パトロールの実施等により早期発見、未然防止に努めていくことといたします。

続きまして、右側のページ、時計文字6番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

中ほどでございます申請者への審議結果の通知でございますが、申請者へ総会等での指摘や許可条件を説明した件数103件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数はゼロ件となっております。また、一番下の枠、処理期間ですが、標準処理期間は申請書受理から25日と定められておりますが、平均も25日となっております。

続きまして、27ページをごらんください。

3番目、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

管内の農地所有適格法人は20法人となっております。

続きまして、4番目、情報の提供でございます。

調査対象賃貸借件数は255件となっております。公表方法は市のホームページと、先日真庭市広報紙と一緒に宅配いたしました農業委員会だよりに掲載させていただいているところでございます。

続きまして、右側をごらんください。

地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容となっておりますが、こちらについては該当ございません。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については以上でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません

か。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第22号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、議案第23号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

それでは、引き続きまして28ページ、議案第23号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてご説明いたします。

それでは、29ページをごらんください。

右側、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。

1番目、現状及び課題といたしまして、管内の農地面積6,540ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積1,725ヘクタールということで、集積率は26.4%を目標にしております。

2番目、平成30年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積は1,725ヘクタール、うち新規集積面積は5ヘクタールとしております。

続きまして、時計文字3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

平成29年度新規参入者数は12経営体となっており、2番目の平成30年度の目標及び活動計画による目標は10経営体としております。

続きまして、30ページをごらんください。

時計文字4番、遊休農地に関する措置でございます。

まず1番の現状及び課題ですが、平成30年3月31日現在の遊休農地は42ヘクタールでございます。昨年の利用状況調査により、遊休農地面積につきましては減少してきております。

続きまして、時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

現在のところ、違反転用の報告を要する案件は来ておりませんので、ゼロヘクタールということでございます。

続きまして、2番目の平成30年度の活動計画案でございますが、農地を農地以外の目的に転用するには農地法による農業委員会の許可が必要であるということを農業者を初め、広く市民の皆様にも周知を行うとともに、違反転用を発生しないよう年1回、市内全域を対象に農地パトロールを実施する。また、日常的な農業委員会活動におきましても、周知を強化するという目標で

ございます。

以上でございますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑はなしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程10、報告第9号、農地の形状変更に係る届出について、日程11、報告第10号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について、日程12、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程13、報告第12号、農地法第3条の規定による許可に係る取り止めについて、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主事補

31ページをお開きください。

報告第9号、農地の形状変更に係る届出について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は八束で、田1筆179㎡をかさ上げし、高低差を解消して利便性を図るものです。

1ページお進みください。

報告第10号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く電気事業者で、所有者及び農地所在地は久世です。田8筆3,491㎡のうち1,754.08㎡に、特別高圧電線用鉄塔の建てかえを行うものです。

1ページお進みください。

報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の4件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、借借人、貸貸人ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、借借人、貸貸人ともに中和です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号3でございますが、借借人、貸貸人ともに中和です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号4でございますが、借借人、貸貸人ともに川上です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

1ページお進みください。

報告第12号、農地法第3条の規定による許可に係る取り止めについては、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1及び2ですが、申請人は落合です。平成30年1月10日付で許可を受けましたが、許可日の直前に申請人が亡くなったため、相続人により再度申請を行うこととするため取り止め書が提出されました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、日程10、報告第9号、農地の形状変更に係る届出について、日程11、報告第10号、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔用地取得に伴う農地転用届出について、日程12、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程13、報告第12号、農地法第3条の規定による許可に係る取り止めについて、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

14番委員 すいません、議長。

議長 はい。

14番委員 よろしいですか。

議長 どうぞ、はい。

14番委員 ちょっと教えていただきゃあ思うんですけど、勉強不足で申しわけないです。

すいません、報告の第11号の農地の解約についてなんですけれども、これは解約をしてすぐにも利用権設定を新たに結ぶことができるんでしょうか、これをちょっとお聞かせいただければ。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。  
主事補 すぐに行うことができます。  
14番委員 ああ、そうですか、すいません。  
議長 ほかにありませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。  
質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。  
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。  
皆様方のほうから何かございませんか。  
はい、17番委員さん。

17番委員 すいません、先月なんですけども、総会の際に東京のほうに行かせていただきました。全国から女性の農業委員の方たちが集まって、2日間勉強会もしてきましたんですけども、その中ですごくショックだったのは、2日目に横浜のほうに行かせていただきました。検疫所のほうに行かせていただいたんですけども、年間にそこに勉強に来られる方が、最初は少なかったんですけど、このところ十何件、18件だか何か、一月に1件以上ですよ、何かあるような感じで、前は野積みで中国からの商品がされていて、私たちが見たのはテントの中に大根と、それからキュウリがナイロン袋に入ったのが、その外枠がしてあって見てみたんですけども、そういうものが数年たっても全然色も変わらずにそのままあるということを教えていただきました。  
その方は組合の方だったので、自由に自分が鍵をあけて出入りされて、そこで私たちにお話をしていただいたんですけども。バーコード番号が49と45というのが日本の番号だそうです。それから気にしてバーコード番号を見るようになったんですけども、その49、45というのも余り当てにもだんだんならなくなってきたという状況がありまして、そこに全国各地のトラックがやってきて、地元を持って帰るそうです。皆さんが産地で旅館なんかで食べるのはその土地のでつくられたのが食べられるそうなんです。売り場に売ってあるのは、そこで買って帰ったやつが加工されて、その名品として売られてるらしいです。何か、何を信じていいかわからないんですけども、だからそれだけバナナにしても、何にしても、もう80、90%ぐらいが、いろんな野菜がもう日本に入ってくる時代になっていて、自分の体は自分が守るしかない、自分でつくるのが一番確実だということを何か改めて感じて帰らせていただいたようなわけなんです。  
やはり私たちが農業にかかわってきて、地元で何ができるかで、応援していけるか、そういうことも、高齢の時代に入ってきて、新規参入の方のこと

もそうですけども、何ができるかということをもっと考えていかなきゃいけない厳しい時代に入っているなというのを何かすごく感じて帰ることができました。

あと、12番委員さんにこの間の話をさせていただきます。

12番委員 せんだって女性農業者意見交換会というのを実施いたしましたので、報告させていただきます。

この会は、農業にかかわる女性の意見を集結して行政につなぐことができればとの思いで、県の農業会議の指導も得まして、事務局もお世話になりながら、ことしで7回目、開催したものです。

これは、ことしは3月20日に実施いたしました。テーマは農産加工6次化に取り組んでみようという女性的なテーマだったんですけれども、全市全域から29名の方が参加してくださいました。落合、勝山、久世、美甘、蒜山、北房、そしてJAまにわの女性部であるとか、JAびほくの女性であるとか、広域の方が参加してくださいました。

意見交換なんですけれども、いろいろな意見が出された中で、例えば6次化に当たっては保健所の許可とか、そういう法的ルールをきっちりせなあかんと、そういうことが心配やっとな、そういう認識を改めるようなことのご意見もありました。

それからまた、これは非常の女性の方の素朴な意見だったんですけれども、農地転用はもっと柔軟にやってほしいんですけどっておっしゃるんですね。それに対しては、農業会議の局長が来ておりましたので、法に基づいてきっちり運用しておりますとお返事はしていただきました。しかし、聞いておりますと、居住して農地を守っている素朴な者と、それから国の方針という者との何か生活感の差というか、感覚の差というのがあるんだなあと、これは素朴に感じました。

それからもう一つの意見としては、ちょっと大きな意見としては、農協とか、生活交流グループとか、そういう組織に属していない農業者の人もいろんな情報を得ることができるような交流会を何らかの形でぜひ声をかけてほしいという強い思いが出されました。これは今後についてなんですけれども、女性農業者は個々には頑張っておられます。でも、やっぱり男性の方と比較しますと、とても情報を得る機会といいますか、それから、そのご自身の知見を発表する場というのは少ないのが現状です。現状です。その中で、本当は女が生き生きと活動しとればその地域は元気になるという感覚でもって、この会がそんな力の一つになればと思って、またこれからもやっていこうと思っております。委員の皆様のご理解とご協力をまたぜひよろしくお願いしたいと思ひまして、ご報告差し上げました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

17番委員 すいません、先週の金曜日の皆さんがとっておられる新聞の一番最後のページに報告の文章を農業者会議が出してくれてますので、よかったらまた見てやってください。

議 長 はい、わかりました。

ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議 長 事務局のほうから。

事務局長 特には。

議 長 よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしましたので、ここで閉会したいというふうに思います。

次回5月総会は5月10日木曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。5月10日は歓送迎会が後予定しておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

(午前11時33分 閉会)